

渋谷区告示第109号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、桜丘アーバンライフマンション建替組合の定款の変更を令和8年4月17日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月1日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称
桜丘アーバンライフマンション建替組合
- 2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域
(1) 名称 桜丘アーバンライフ
(2) 敷地の区域 東京都渋谷区桜丘町92番1、2
- 3 再生後マンションの敷地の区域
東京都渋谷区桜丘町92番1、2
- 4 事業施行期間
令和5年9月から令和10年8月まで
- 5 事務所の所在地
東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング15階岩田合同法律事務所内
- 6 設立認可の年月日
令和5年9月29日
- 7 変更の内容
事務所の所在地の変更
変更前
東京都港区六本木七丁目3番12号株式会社アークブレイン内
変更後
東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング15階岩田合同法律事務所内
- 8 定款の変更の認可の年月日
令和8年6月1日